

(独)国立病院機構の物品調達業務に係る措置に関する計画(案)

平成 21 年 10 月

独立行政法人国立病院機構

公共サービス改革基本方針(平成 20 年 12 月 19 日閣議決定)(別添 1)に基づき、(独)国立病院機構の物品調達業務における民間競争入札について、次のとおり計画案を策定した。

【事項名・担当府省名】

(独)国立病院機構の物品調達業務(厚生労働省)

【入札手続き】

民間競争入札を実施

【入札の対象範囲等】

(独)国立病院機構は、材料費率の抑制を図るため、同種同効医薬品の整理など、更なる使用医薬品の標準化を進め、医薬品の共同購入の対象品目を拡大するなど、調達方法及び対象品目の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増加の抑制を図っている。

本入札の対象品目は、(独)国立病院機構の各病院共通の消耗品等のうち、これまで共同購入の対象となっていない事務消耗品全て及び事務消耗品と併せて調達することで材料費の抑制が期待される衛生材料 2 品目である。

また、本入札の調達方式は、継続的に競争性を確保しうる複数社落札カタログ方式を採用する。

※複数社落札カタログ方式

予定価格の範囲内で総合評価(除算方式)により点数の高い通販カタログ会社 3 社を決定し、品目毎に 3 社のいずれか安価な業者から購入する。6 ヶ月毎に価格(カタログ)を改定し、継続的に競争性を確保する。

【入札等の実施時期】

平成 22 年度中に入札を実施し、平成 23 年 4 月から落札者による事業を実施

【契約期間】

平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月まで 2 年間

【入札等の対象施設】

40 病院（国立病院機構全体の事務消耗品調達額の 5 割を超える病院数）

(別添1)

公共サービス改革基本方針別表(平成20年12月19日閣議決定)(抄)

事項名	措置の内容等	担当府省
(26)(独)国立病院機構の物品調達業務	○ (独)国立病院機構の各病院共通の消耗品等に係る物品調達業務について、原則として、平成22年度に官民競争入札又は民間競争入札を実施することとし、対象品目、対象施設、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成21年10月までに策定する。	厚生労働省